

競馬法の一部を改正する法律案参照条文目次

○ 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	5

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

（競馬の施行）

第一条の二 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」という。）は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 日本中央競馬会が行う競馬は、中央競馬といい、都道府県又は指定市町村が行う競馬は、地方競馬という。

6 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行つてはならない。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一 売得金の額（一回の競馬の開催による勝馬投票券の売得金の額又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表の上欄に掲げる金額に相当するときは、当該売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 売得金の額に応じ、当該売得金の額の千分の四以内において農林水産省令で定める金額に相当する金額

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催又は同項第一号に規定する期間ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

（交付金の特例）

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号の規定による交付金（以下「一号交付金」という。）の交付を同条第二項の農林水産省令で定める期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期限を延長することができる。

一 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で農林水産省令で定める期間継続することが見込まれること。

2／4 (略)

(競馬活性化計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬活性化計画の期間

二 競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標

三 当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力を高めるために必要な措置に関する事項

四 当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項

五 競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬活性化計画の実施に必要な事項

3 競馬活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該競馬活性化計画の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬活性化計画の期間が五年以内であること。

二 競馬活性化計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

三 競馬活性化計画に当該都道府県又は当該指定市町村が単独で行う事業に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであること。

5 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

6 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

(競馬活性化計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村（次項及び第二十三条の三十六第一項第八号において「認定都道府県等」という。）

は、当該認定に係る競馬活性化計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬活性化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。）に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第七項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第七項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（地方競馬全国協会）

第二十三条の十 地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 馬主及び馬を登録すること。
- 二 調教師及び騎手を免許すること。
- 三 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- 四 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。
- 五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の実施に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備（第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。）を行うこと。
- 七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- 八 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。
- 九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- 十 第二十三条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- 2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。
- 3 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

（事業年度）

第二十三条の三十九 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(交付金の使途)

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額（その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。）を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

- 一 第二十三条の三十六第一項第九号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務
- 二 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(区分経理)

第二十三条の四十三 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振興勘定
- 二 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理 競馬活性化勘定

附 則

(協会の行う業務に必要な資金の確保)

第八条 協会は、平成十七年度から平成二十九年度までに限り、第二十三条の四十二の規定にかかわらず、第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十九事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

- 一 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務
- 二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

(競走馬生産振興業務に係る勘定)

第九条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の四十三の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三条の四十三第一号中「業務」とあるのは「業務（競走馬生産振興業務及びこれ

に附帯する業務を除く。」と、第三十二条の九第四号中「第二十三条の四十三」とあるのは「第二十三条の四十三又は附則第九条第一項」とする。
3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

（業務の範囲）

第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 競馬を実施すること。
- 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。
- 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 競走馬を育成すること。
 - 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
 - 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。
 - 四 その他競馬（馬術競技を含む。次項において同じ。）の健全な発展を図るため必要な業務
- 3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。
 - 一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
 - 二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

(事業年度)

第二十二條 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(余裕金の運用)

第二十五條 競馬会は、次に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一 金融機関への預金

二 国債その他農林水産省令で定める有価証券の保有

(特別積立金)

第二十九條 競馬会は、第二十七條第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

(特別振興資金)

第二十九條の二 競馬会は、第十九條第三項及び第四項に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五條の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第十九條第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合限り、運用し、又は使用することができる。